

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年1月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年12月20日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・瑞樹団地の販売政策について 意見（82ページ）</p> <p>瑞樹団地における販売促進費の費用対効果について再検討し、販売政策を見直す必要がある。</p>	<p>令和2年度より、販売事務所を閉鎖するなど販売促進に係る業務委託費の削減を図るとともに、オンライン展示会の実施やポスティングチラシ配布重点地区の設定など販売政策の見直しを行った。</p> <p>結果、平成29年度から令和3年度の5か年における、分譲収入に対する販売促進費の平均割合は約25%であり、平成24年度から平成28年度の5か年における平均約40%に比べ、大幅に縮小した。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年12月20日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局森林再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・森づくり施策について 意見（22ページ）</p> <p>「森林資源の活用拡大」という基本方針に基づく事業については、施策は機能しているものの、成果指標の実績値が目標値を大幅に下回っている。その原因を検証して、施策を変更するのか目標値を変更するのかを検討する必要がある。</p>	<p>意見のあった公共施設での木質ペレット使用量については、現在、市内民間業者による製造が終了しており、当初に見込んでいたほど製造をすることができず、目標値の見直しを行った。</p>
<p>・里山再生推進事業費について 意見（168ページ）</p> <p>事業目的からは、モデル地区に限定し実施する内容と、モデル地区以外でも並行して実施できる内容があることに留意し、事業の計画を行う必要がある。</p>	<p>里山再生推進事業については、モデル地区における事業を当初の予定どおり平成30年度で終了した。また、モデル地区以外での事業実施についても実施団体の募集を進めた結果、応募がなく、事業を見直すこととした。このため、次年度から、中山間地の活性化や里山の荒廃</p>

を防止するための事業としてすべての地区を対象とした「里山管理活動支援事業」を新規に実施し、里山の保全・活用に取り組んでいる。